

福井県丹南広域組合職員の分限に関する手続及び効果
並びに降給に関する条例

平成12年3月3日条例第1号

改正 平成17年10月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手続き及び効果並びに降給)

第2条 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関しては、職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例（平成17年越前市条例第32号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。